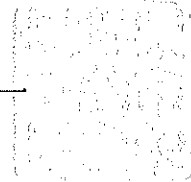


千曲市告示第44号

千曲市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修 一



千曲市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市産後ケア事業実施要綱（平成30年千曲市告示第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「医療機関等」を「医療機関及び助産所」に改める。

第5条第1号中「行う。」を「行う事業」に改める。

第7条を次のように改める。

（利用申請）

第7条 この事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、事前に千曲市産後ケア事業利用申請書兼個人情報閲覧・提供同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、利用を開始した後提出することができる。

2 利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者（第10条において「生活保護受給者」という。）であるときは、当該申請書に生活保護受給証明書を添えて提出するものとする。

3 申請日の属する年度（4月から6月までの間に事業の利用を申請するときは、当該申請の日の属する年度の前年度）の市町村民税が非課税である世帯に属する者（以下「非課税世帯」という。）であるときは、その事実を証する書類を提出しなければならない。

第8条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第10条第3項中「生活保護受給者」の次に「又は非課税世帯に属する者」を加える。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とする。

第11条第1項中「様式第4号」を「様式第7号」に改め、同条を第15条とする。

第10条の次に次の4条を加える。

（費用の償還払い）

第11条 市長は、緊急に事業を利用する必要がある者が利用申請の前に受託者による産後ケアを受けた場合には、その者に対し、償還払いにより助成を行うことができるものとする。

2 前項に規定する助成の額は、前条に規定された額を限度とする。

（償還払いの申請）

第12条 償還払いを受けようとする者（第3項において「償還払申請者」という。）は、千曲市産後ケア事業利用者負担額償還払申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 産後ケアに要した費用に係る領収書
- (2) 母子健康手帳の表紙及び産後ケア事業利用日の記載欄の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、利用日から90日以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、及び償還払の可否を決定し、千曲市産後ケア事業利用者負担額償還払交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、償還払申請者に通知するものとする。

（償還払いの請求及び支払）

第13条 前条第3項の規定による償還払の交付決定の通知を受けた者（次項において「償還払決定者」という。）は、千曲市産後ケア事業利用者負担額償還払交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項による請求書の提出があったときは、速やかに償還払決定者に助成金を支給するものとする。

（取消し及び返還）

第14条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により償還払を受けた者に対し、当該償還払をすることとした決定の全部又は一部を取り消し、償還払した額の返還を命ずることができる。

様式第1号中

「

市が世帯の状況等について調査すること、及び必要な情報を受託医療機関等に提供することに同意します。

」を

「

市が世帯の状況等について調査すること、納税状況等の個人情報を見学すること及び必要な情報を受託医療機関又は助産所に提供することに同意します。

」に、

利用者

申請者

」を ）」に、

申請受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
---------	-------	-------	-------

- 注) 1 申請者氏名欄は、申請者が署名又は記名してください。
2 生活保護法による保護を受けている者は、この申請書に「生活保護受給証明書」を添付してください。

」を

※申請受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日
※生活保護の適用		有 ・ 無	
※市町村民税課税状況		非課税 ・ 課税	

※ 市町村記入欄のため、記入不要です。

- 注) 1 申請者氏名欄は、申請者が署名又は記名してください。
2 生活保護法による保護を受けている者は、この申請書に「生活保護受給証明書」を添付してください。
3 非課税世帯の方は、事前の申請にて利用時に利用者負担額を免除します。ただし、前年度転入された非課税世帯の方は、転入前の市町村が発行した課税状況が分かる書類を添付してください。

」に

改める。

様式第4号中「第11条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第3号の次に次の様式を加える。

千曲市産後ケア事業利用者負担額償還払申請書

(宛先)千曲市長

千曲市産後ケア事業実施要綱に基づき、下記のとおり助成金の交付をされるよう関係書類を添えて申請します。

この申請内容について、市が世帯の状況等を調査すること、納税状況等の個人情報を閲覧すること及び必要な情報を受託医療機関等に提供することに同意します。

申請者 (産後ケア 利用者)	氏名			電話番号	
	住所	〒 -			
利用状況	回数 ※7回まで	種別	利用日	利用料金(請求額) ※食事代は除く	
	1回目	訪問・通所・宿泊	年 月 日	円	
	2回目	訪問・通所・宿泊	年 月 日	円	
	3回目	訪問・通所・宿泊	年 月 日	円	
	4回目	訪問・通所・宿泊	年 月 日	円	
	5回目	訪問・通所・宿泊	年 月 日	円	
	6回目	訪問・通所・宿泊	年 月 日	円	
	7回目	訪問・通所・宿泊	年 月 日	円	
利用した医療機関または助産所	名称				
	所在地				
申請額		円			

注意事項 この申請書に下記の書類を添付し、最終利用日から90日以内に提出してください。

- 母子健康手帳の表紙及び産後ケア事業利用日記載欄の写し
- 医療機関または助産所が発行する領収書の原本(利用者の氏名、利用料の額、利用日及び医療機関または助産所の名称が記載されたもの)ただし食費は対象外となります。
- 前年度転入された非課税世帯の方は、転入前の市町村が発行した課税状況が分かる書類を添付してください。

以下、担当課記載欄

確認日	年 月 日	利用日時点での状況	
		住所(有・無)	児の年齢が1歳未満(該当・非該当)
決定額	円		受付 No

第 号
年 月 日

様

千曲市長

印

千曲市産後ケア事業利用者負担額償還払交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千曲市産後ケア事業利用者負担額償還払の交付
（ 年度分）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付します。

助成金額	円
------	---

- 2 交付しません。

理由

--

年 月 日

千曲市産後ケア事業利用者負担額償還払交付請求書

(宛先) 千曲市長

請求者 住所

氏名

㊟

年 月 日付けで交付決定通知のありました千曲市産後ケア事業費利用者負担額の償還払 (年度分) について、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

円

振込み先 金融機関

金融機関名・支店名	銀行・金庫 信組 農協	本店 支店 出張所
口座名義人 *カナで記入		
預金の種類・口座番号	(普通・当座)	

※ 請求者及び口座名義人は同一であること。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。